（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第三条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（任意適用の申請） **第十三条の三**　法第六条第三項の規定による認可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。この場合において、同時に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三十一条第一項の認可を受けるために、健康保険法施行規則第二十一条第一項の規定によつて申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする。 一　事業主の氏名及び住所 二　事業所の名称、所在地及び事業の種類 2　（略） （任意適用取消の申請） **第十四条**　法第八条第一項の規定による認可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。この場合において、同時に健康保険法第三十三条第一項の認可を受けるために、健康保険法施行規則第二十二条第一項の規定によつて申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする。 一　事業主の氏名及び住所 二　事業所の名称及び所在地 2　（略）	（任意適用の申請） **第十三条の三**　法第六条第三項の規定による認可を受けようとする事業主は、厚生年金保険任意適用申請書（様式第五号）を機構に提出しなければならない。この場合において、同時に健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三十一条第一項の認可を受けるために、健康保険法施行規則第二十一条第一項の規定によつて申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする。 （新設） （新設） 2　（略） （任意適用取消の申請） **第十四条**　法第八条第一項の規定による認可を受けようとする事業主は、厚生年金保険任意適用取消申請書（様式第六号）を機構に提出しなければならない。この場合において、同時に健康保険法第三十三条第一項の認可を受けるために、健康保険法施行規則第二十二条第一項の規定によつて申請書を提出するときは、これに併記して行うものとする。 （新設） （新設） 2　（略）

様式第一号から様式第六号まで　削除

様式第一号から様式第六号までを次のように改める。